

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
9月30日
(火曜日)

目次

- 規則
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則(健康増進課)……………一
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(健康増進課)……………一
- 麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則(業務課)……………二
- 告示
管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)……………二
- 管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)……………二
- 公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………二
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………三
- 人委規則
地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 公安委告示
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正(一件)……………八
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。



平成二十六年九月三十日

山口県規則第四十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年山口県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号及び第五条の二第三号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別表の備考2及び別記第二号様式の添付書類5中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和六十三年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項第三号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別表の備考2及び別記第六号様式の添付書類3中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

る。

附則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十一号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和五十九年山口県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別表の備考2及び別記第六号様式の添付書類3中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。



山口県告示第三百十九号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、次の講習会を管理理容師資格認定講習会として指定した。

平成二十六年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習会の主催者

名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

二 講習会の開催期間

平成二十七年二月九日（月曜日）から同年三月二日（月曜日）まで

三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

四 講習会の受講料

一万八千円

山口県告示第三百二十号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成二十六年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習会の主催者

名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

二 講習会の開催期間

平成二十七年二月九日（月曜日）から同年三月二日（月曜日）まで

三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

四 講習会の受講料

一万八千円



（三三八）大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十六年五月十六日山口県公告（一五八）に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年九月三十日から同年十月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ドラックコスモス王喜本町店
所在地 下関市王喜本町四丁目一〇四二の二
- 二 意見の概要
交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

(三三九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
平成二十六年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市南花岡三丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市南花岡五丁目四番二八号
有限会社松風土地
- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市潮音町六丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
光市島田二丁目二三番一〇号
株式会社ファノス



地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十二号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(昭和四十五年山口県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「広島市」を「京都市」「広島市」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十三号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「公共職業訓練等受講証明書」を「公共職業訓練等受講申告書」に改める。

第二十五条第一項中「同号口に該当する者に係る就業促進手当(」の下に「雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第八十三条の四第一項に規定する就業促進定着手当(以下「就業促進定着手当」という。)を除く。」を、「別記第二十六号様式の三)」の下に「、就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては雇用保険法施行規則第八十三条の二に規定する同一事業主の適用事業に雇用されその職業に就いた日から起算して六月を経過する日の翌日から起算して二月以内に就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書(別記第二十六号様式の四)」を加える。

別記第十一号様式の(第一面)中

勤 務 期 間	年 月
---------	-----

を

(裏)

注 / ④欄は、次に掲げる区分に従って、それぞれ次に定める記号を記入すること。

- (1) 公共職業訓練等が行われなかった日 =
 - (2) 疾病又は負傷により公共職業訓練等を受けなかった日 ○
 - (3) 疾病又は負傷以外のやむを得ない理由により公共職業訓練等を受けなかった日 △
 - (4) やむを得ない理由がなく公共職業訓練等を受けなかった日 ×
 - 2 ⑤欄は、公共職業訓練等を受けなかった日がある場合にその具体的事情その他必要な事項を記入すること。
 - 3 ⑦欄及び⑧欄の「②の期間」は、公共職業訓練等の受講開始前及び受講終了後の期間を除くものであること。
 - 4 ⑦欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合その他のおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備若しくはボランティア活動をした場合等であつて、/日の労働時間が4時間以上のものであり、雇用の被保険者となる場合にあつては、4時間未満のものを含む。) 又は日雇による臨時に労働し、若しくは会社の役員に就任した場合等を行い、これによる収入の有無を問わないものであること。
 - 5 ⑦欄及び⑧欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第9条第1項の自己の労働をいい、就職又は就労といえない程度のものであつて、これによる収入の有無を問わないものであること。
 - 6 寄附した場合であつて、その期間内に寄附していない日があるときは、その日及び理由を⑨欄の()内に記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

雇記録二十号様式の欄中「⑤」や「④」は「⑥」や「⑤」は「⑦」や「⑥」は「⑧」や「⑦」は「⑨」や「⑧」は「⑩」

支給申請期間	⑩かできる給付	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	⑪の給付を受けようとする期間	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
支給申請期間	⑫の給付を受けようとする期間	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	⑬の給付を受けようとする期間	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

支給申請期間	⑨かできる給付	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	⑩の給付を受けようとする期間	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
支給申請期間	⑪の給付を受けようとする期間	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	⑫の給付を受けようとする期間	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、
 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、

3 ⑫欄には、⑦欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。この場合、「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条第1項の自己の労働をいい、就職又は就労といえない程度のものである。

別記第二十六号様式の三申

〔7〕賃 金 月 額	円	〔8〕雇用期間の定めの有無	有・無	〔9〕雇用期間	(年 月 日まで)
------------	---	---------------	-----	---------	------------

〔7〕賃 金 月 額	円	〔8〕雇用期間の定めの有無	有・無	〔9〕雇用期間	(年 月 日まで)
〔10〕契約更新条項の有無	有・無	〔11〕年を越えて雇用する見込みの有無	有・無		

〔10〕や〔12〕び〔11〕や〔13〕び「、常用就職支度金又は」や「に相当する退職手当又は」び「、常用就職支度金に相当する退職手当及び」や「又は」び「のいずれも受給した」や「を受給した」び「具体的に記入する」や「具体的に記入するとともに、〔10〕欄の該当するものを○で囲む」び「返送式の次に次の一様式を加える。」

第26号様式の4 (第25条関係)

(表)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

①申請者	氏名	受給資格 認定書番号	
	住所又は 居所		
②就職先の事業所	名称	事業所番号	
	所在地	(電話)	
③ / 週間の所定労働時間	時間	④求人申込時等に明示 した賃金額 (月額)	円
⑤雇用期間中の賃金支払状況			
(1) 賃金支払対象期間	(2) (1)の基 礎日数	(3) 賃金額 ① ② 計	(4) 備考
月 日～ 月 日			
月 日～ 月 日			
月 日～ 月 日			
月 日～ 月 日			
月 日～ 月 日			
月 日～ 月 日			
月 日～ 月 日			
就職年月日～ 月 日			
⑥上記の記載事実には誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主 氏名 印			
就業促進定着手当に相当する退職手当を支給されるよう、職員の退職手当の支給に関する 規則第25条第1項の規定により上記のとおり申請します。 年 月 日 (任命権者) 様 申請者 氏名 印			
備考			

(裏)

添付書類

受給資格認定書

注 / 申請者は①欄に記入し、当該申請者を雇用した事業主は②から⑥までの欄に記入するこ

と。
2 ③欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職の日から6月を経過する日における / 週間の所定労働時間を記入すること。

3 ④欄は、事業主が求人者の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額 (月額) を記入すること。

4 ⑤欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職の日から最初の賃金締切日 (賃金締切日) が / 暦月中に複数ある者にあつては暦月の末日に最も近い賃金締切日、日々賃金を支払われる者等定められた賃金締切日のない者にあつては暦月の末日。以下同じ。) まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第二十七号様式中

⑦賃金月額	円	⑧雇用期間の定め	有・無	⑨雇用期間	年 月 日まで
⑩賃金月額 ⑩契約更新条項の有無	円	⑧雇用期間の定め 有・無	有・無	⑨雇用期間	(年 月 日まで)
		⑩/年を越えて雇用する見込みの有無	有・無		有・無

「⑩」を「⑫」及び「⑪」を「⑬」及び「、常用就職支度金又は」を「に相当する退職手当又は」及び「、常用就職支度金に相当する退職手当及び」を「又は」及び「のいずれも受給した」を「を受給した」及び「記入する」を「記入するとともに、⑩欄の該当するものを○で囲む」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。



山口県公安委員会告示第四十二号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月三十日

山口県公安委員会

表山口県山口警察署の部大内交番の項位置の欄中「大内矢田」を「大内矢田北五丁目」に改め、同項所管区の欄中「宮島町」の下に「、大内矢田北一丁目、大内矢田北二丁目、大内矢田北三丁目、大内矢田北四丁目、大内矢田北五丁目、大内矢田北六丁目、大内矢田南一丁目、大内矢田南二丁目、大内矢田南三丁目、大内矢田南四丁目、大内矢田南五丁目、大内矢田南六丁目、大内矢田南七丁目、大内矢田南八丁目」を加え、同表山口県山陽小野田警察署の部セメント町交番の項所管区の欄中「千代田二丁目」の下に「、自由ヶ丘」を加え、「、大字東須恵」を削る。

山口県公安委員会告示第四十三号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年

を

山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年九月三十日

山口県公安委員会

表山口県萩警察署の部越ヶ浜警察官駐在所の項所管区の欄中「大字椿東」の下に「後小畑及び」を加え、同表山口県長府警察署の部土居の内交番の項所管区の欄中「うち」の下に「前田一丁目、前田二丁目、長府高場町、長府向田町、」を、「長府浜浦西町」の下に「、大字前田、大字高畑」を加え、同部菊川交番の項位置の欄中「菊川町大字田部」を「菊川町大字下岡枝」に改め、同部豊田幹部交番の項の次に次のように加える。

前田警察官 連絡所	下関市前田 二丁目	
--------------	--------------	--

表山口県長府警察署の部前田警察官駐在所の項を削る。

平成二十六年九月三十日印刷
平成二十六年九月三十日発行

発行人 山口県庁
山口県知事